

<h1 style="font-size: 2em; margin: 0;">控室</h1>	<p><b>首都圏大学非常勤講師組合</b>          東京公務公共一般労働組合 大学非常勤講師分会          TEL 03-5395-5255 FAX 03-5395-5139          URL: <a href="http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/sida@union-kk.com">http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/sida@union-kk.com</a></p>	<p>書記長 志田昇          郵便振替口座          0140-90157425          大学非常勤講師分会</p>
--	---	--

## 首都圏大学非常勤講師組合第11回総会報告

去る4月9日、東京労働会館で首都圏大学非常勤講師組合第11回総会が開かれました。当組合はこの大会をもって第二の10年に入ります。節目の大会ということもあり、組合員や新入組合員多数の参加で準備した会場はほぼ満杯状態となり、用意した資料も足りなくなるほどの盛会でした。来賓としては東京私大教連から柿崎氏、関西圏大学非常勤組合から代表のご出席をいただいたほか、岡崎登美子氏、神本美恵子氏、福島瑞穂氏、保坂展人氏、吉川春子氏の5名の国会議員から今年もお祝いのメッセージを頂戴しました。休憩時間にはアトラクションとして模擬団交が行われたほか、『控室』や『組合通信』のバックナンバーをはじめとする、この10年間の組合の歩みを示す資料の展示も行われました。

### 大学危機の現状

小泉政権の規制緩和政策のもとで大学の危機はますます進行している。

#### <企業立大学の実態>

規制緩和の最も極端な表れは、東京リーガルマインド大などの株式会社立の大学である。

教授・助教授の月給が10万円以下で非常勤講師並み。授業の多くが予備校講義のビデオという実態は、自民党の文教族議員にさえ疑問を抱かせる事態となっている。

#### <国公立大の独立行政法人化>

国公立大学の独立行政法人化は、これまで高等教育の標準をしめす役割を果たしてきた国公立大を私立以上に混迷した状態におとし入れた。

具体的には、①教授会を無視した非民

主的運営、②専任教員の担当コマ数増、③非常勤講師の解雇・賃下げ、④大教室授業の増加、⑤第2外国語や教養科目の削減、⑥コール・システム（パソコンによる英語の自習）の導入、⑦語学教育の専門学校への丸投げ・委託による外注化、⑧専任教員への任期制導入などが進んでいる。

#### <任期制導入と派遣・請負化>

こうした中で、私立大学でも、本格的なリストラの波が押し寄せてきている。一方では、専任教員に任期がつけられ（東京リーガルマインド、国際医療福祉大など）、処遇も非常勤講師並みに落とされ、他方で、非常勤講師はさらに安上がりな派遣や委託に置き換えられていく傾向（帝京大など）が現実のものとなってい

る。

## この間の成果

### ＜雇用問題＞

今年も、例年にも増して多数の雇い止め事件に取り組み、大きな成果をあげたが、大学側の態度はこれまでになく硬く、年度を越えて交渉中の事件も少なくない。十文字大雇い止め金銭解決、恵泉女学園雇い止め・公開講座プラス金銭で解決、戸板短大雇い止め・特別講義で継続、杏林大4名雇用継続、中央学院大1名雇用継続・1名1年減コマ分賃金保障、明星大2名2年減コマ数分賃金保障、明治学院1名コマ数減、金銭解決、東京電気大1コマ回復、上智短大金銭解決、国際医療福祉大1名解雇予告撤回(常勤)、ナガセ金銭解決。

積み残しになっているのは、国際医療福祉大1名雇い止め、埼玉大雇い止め、芝浦工大4名雇い止め、帝京大学雇い止め、拓殖大学雇い止め、東京農大解雇、信州大解雇(専任)、北里大雇い止め、日本女子大雇い止めなど。

### ＜待遇改善問題＞

昨年度は、文部科学省との交渉の成果を生かし、組合結成以来最大の成果をあげた。

今年も引き続き待遇改善で成果を挙げた。

雇用問題も含めると、早稲田、明治、芝浦工大、法政、駒澤、日大、成蹊大、白梅短大、明治学院、獨協大、国際医療福祉大、十文字大、恵泉女学園、戸板短大、杏林大学、昭和大、北里大、東京電気大、上智短大、日本女子大、帝京大、拓殖大、東京農大、明星大、中央学院大、文教大、首都大、千葉大、埼玉大、筑波大、東京医薬専門学校、ナガセ、YMC

A、リーガルマインド大学(リーガルマインドのみ団交・労働委員会斡旋いずれも拒否)、信州大(裁判)など昨年並みに30数校と交渉。団体交渉および労働委員会の調査・審問の回数では、昨年をはるかに上回り史上最高の取り組みとなった。

待遇改善の取り組みの具体的な成果は、以下のとおり。

明治——最低額1コマ月100円アップで30200円に

法政——最低額1コマ月600円アップで29200円に

早稲田——最低額1コマ月29700円に  
(従来は26700円プラス特別手当1人6000円)

獨協大——最低額1コマ月500円アップで27000円に

日大——最低額1コマ1300円アップで29000円に

昭和大——賃下げを半分に圧縮

千葉大——有給休暇を復活させる。

成蹊大——最低額1コマ月600円アップで25800円に

桜美林——実質233円アップで29400円に

東京リーガルマインド大に文科省が異例の警告。労働基準監督署も教員を労働者として扱うよう指導。(国会議員への働きかけが効果)

## 組織建設

長年の目標だった200名をついに突破し、現在約220名。

## 2006年の方針

均衡処遇の原則に基づき50%賃上げの方針を掲げ、関西とあわせて主要100大学との交渉を目指す。

成蹊大、早稲田との協議を通じて標準的モデルをつくる。

これまで以上に雇用問題に取り組む。

とりわけ、現在焦点になっている企業立大学や派遣・委託化の問題に取り組む。

組合員数を12月までに少なくとも300名以上とする。

## 文科省・厚労省陳情報告

去る4月17日に関西圏大学非常勤講師組合・全国一般労働組合東京南部大学教員支部・福岡ゼネラルユニオンと、当組合が連名で、文部科学省・厚生労働省に対して陳情交渉を行った(@衆議院第一議員会館内)。

その回答の多くは、「常識的な」一般論を展開するにとどまっていたと言えるが、ここではそこで得られた具体的な回答4点について触れておきたい(なお、以下で示す記号[ex.文科省1③]は、その時に用いられた陳情書の項目番号に対応している。また、その陳情書の全文は当組合のホームページから閲覧することが可能である：<http://f47.aaa.livedoor.jp/~hijokin/>)。

I すでに一部の大学に見られることだが、外国語教育科目を他の専門学校へ丸投げするような状況が生まれていることについて(文科省1②)、文科省は一般論として、学校教育法に規定があるように、学長が担当教員に対する統率が出来ないような形のものには許されない、と回答した。

さらに、すでにそのような形態での教育方法を採用している大学に対しては申し入れをしているとのことであった。

II とくに外国語科目を大学が派遣労働者たる教員に任せるなどの傾向が出てきているが、このことに関して、文科省は大学教員が派遣や業務委託という形で存在しているという現状は想定外の事態であるとの一般認識を示し、また、派遣労働者

たる教員が同一の授業を担当し続け、かつ派遣労働法に規定されている契約期間を超過している場合(1年または3年)、その雇用形態はどうかは不問であるが、法規定通りに当該大学が直接雇用することになると回答した(同1⑤)。

III 文科省は、法令にあるので当然のことだが、常勤教員と非常勤教員の均衡処遇をすでに認めているが、そのことを理解せずに、独立行政法人化に伴って非常勤講師給の賃下げを強行する国立大学が存在しているが(同2)、そのことに対して、文科省は給与引き下げには合理性が必要なので、単なる法人化という理由による引き下げは問題であるとの認識を示した。

IV 私立大学において、外国人に理解できる言語で情報伝達がなされていない例がいまだにみられることに関して(同4厚労省3)、厚労省のガイドライン「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」

に基づいて、外国人教員に理解できる言語で情報伝達をするように、学校法人等に対して周知を図っていききたいとの回答を得た。

## 団交・運動ニュース

### M大学との団体交渉

2004年6月27日に発行した第51号に「M大学との団体交渉」の記事があります。それに「非常勤講師のコマ数の減少については、連絡が遅すぎたことに対して、大学から謝罪と金銭解決の提案がありました。私だけではなく、あと11人の非常勤講師も1コマに相当する金額と謝罪文書を頂いたそうです」の団体交渉結果が記載されています。

その後、同大学のM学苑労働組合も非常勤講師のコマ数減少問題について数回団体交渉をしました。その結果、M大学は和解を提案しましたが、M学苑労働組合はその提案を拒否しました。M学苑労働組合は2005年4月から6ヶ月間も非常勤講師のコマ数減少問題について団体交渉をしなかったため、組合員MSさんとKBさんはM学苑労働組合をやめました。MSさんとKBさんは首都圏大学非常勤講師組合を通してM大学の和解案をそのまま受け入れしました。その結果、MSとKBはM大学から和解による金銭解決をいただくこととなります。

組合とM大学の間には和解が成立し、前回と同じように非組合員の非常勤講師も経済的に得ることがあるそうです。その場合、首都圏大学非常勤講師組合にカンパしていただければ幸いです。(MS)

を認め、この比率なら専任との均衡処遇が実現されるとしたこと、つまり専任と非常勤との間に「均衡処遇」の必要を認めたことに意義があるのです。

### \*\*\*\*\*編集後記 または最近、組合について聞いた二つのこと\*\*\*\*\*

しばらく前、執行委員のMさんは、勤め先の大学で、ある非常勤の先生から、別の大学で「組合のせいでコマ数を減らされた」と言われたそうです。その先生は、私学助成金の補助単価1.5倍アップのせいだとおっしゃったそうです。私立大学の非常勤講師給与費に補助金が占める比率は5%以下です。ですから、この増額自体にそれほど意味があるわけではありません。文科省が、私たちの年来の主張

もう一つは組合費のことですが、月収の1割というのを耳にしました。現在、組合費は年間最高で1万8000円、最低で9600円です。(行)